

「臨時教育審議会設置法案」の成立過程に関する一考察

—第 101 特別国会をめぐる政治状況に着目して—

中村恵佑 大島隆太郎

A Study of the Enactment Process of the Bill for Establishment of the Ad Hoc Council on Education 1984: Focusing on the Political Situation in the 101st Special Diet Session

Keisuke NAKAMURA Ryutaro OHSHIMA

In this paper, in order to find some factors in the delay in passing the Bill for Establishment of the Ad Hoc Council on Education (AHCE), we considered the political background of the 101st Special Diet Session in 1984, where the Bill was deliberated, on the basis of the newspapers and the minutes of the Diet at that time. We showed that the Diet was politically unstable as a result of the 37th Lower House general election in December 1983, and had many confrontational agenda in addition to AHCE. In spite of that political situation, the Bill passed because AHCE was one of the most important issue to then Prime Minister Nakasone and it was prior to others.

目次

1. 本研究の目的
2. 先行研究の状況と本研究の意義
3. 分析方法
4. 臨教審設置法案の 101 国会提出から法案成立までの分析
 - 4-1. 法案提出までの 101 国会の状況
 - 4-2. 3 月末～5 月中旬の 101 国会衆議院内閣委員会の状況
 - 4-3. 3 月末以降の 101 国会を中心とした政治状況
 - 4-4. 臨教審設置法案と 101 国会の政治状況に関する検討
5. 結語
 - 5-1. 本研究の知見と示唆
 - 5-2. 本研究の課題

1. 本研究の目的

「臨時教育審議会設置法案（臨教審設置法案）」は 1984 年 3 月 27 日に第 101 特別国会¹（以下、101 国会）に 5 月の審議会発足を目指して提出された。しかし、その後の法案審議は予定より大幅に遅れ、閉会間際の 1984 年 8 月 7 日ようやく成立する運びとなった。

なぜ臨教審設置法案の成立はここまで遅れたのだろうか。中曽根康弘首相（当時）は 1983 年末の総選挙を経て、当初、1984 年 1 月下旬にも 14 期中央教育審議会を発足させ、速やかに教育改革に着手する予定であったが、最終的に丁寧な国政運営を印象付ける意図も加味されて（後述）、立法に基づく臨時教育審議会を発足させる決定を行ったことはすでに論じられている（大島・高木 2018）。以上の事実を鑑みると、首相は、当初計画の 4 ヶ月程度の遅れで教育改革に着手できるものと見込んでいたと考えられる。だが、実際は、それよりもさらに 3 ヶ月の時間を要

したことになる。そこで、この「想定外」の3ヶ月の遅延がいかなる要因によるものなのか、検討する必要がある。

これに関して、先行研究では、法案そのものに着目し、例えば与野党による政府原案の一部修正のための折衝に時間がかけられたことを原因として指摘する(2章で詳述)ことが多い。しかし、この当時の101国会を中心とした政治状況にまで視野を広げてみれば、健康保険法(健保法)改正や政治倫理問題、電電・専売改革関連法案を含む臨時行政調査会(第2次臨調)の答申に基づく行政改革法案等の様々な重要アジェンダが存在していた。こうした中で、与野党が対立し国会が空転する等して国会審議が停滞していた状況も検討する必要があると考えられる。

これを踏まえ、本研究では、臨教審設置法案が提出された101国会においてどのような重要アジェンダが存在していたか、また、国会審議がどのように進んでいたかを時系列に沿って整理した上で、臨教審設置法案の成立が大幅に遅れた要因が、国会のいかなる政治状況に起因するのかという点を解明することを目的とする。この分析を通じて、本研究では、衆議院で単独過半数を押さえられなかった与党・自民党の政治的な不安定性が、こうした一連の現象の要因であり、臨教審設置法案の成立の遅延もこの帰結の一つであることを主張する。

以下、本研究は、次のように構成する。次章では先行研究を概観し、本研究の意義を述べる。3章では、分析方法を簡単に述べ、4章で分析を行う。5章にて本論を結ぶ。

2. 先行研究の状況と本研究の意義

はじめに、臨教審に焦点を当てた先行研究において、法案成立までの経過がどのように扱われているのかを論じる。

そもそも、臨教審に関する先行研究は、大槻・浜林[編著](1984)、教育臨調研究会(1985)、黒羽(1985)、深山・山科・佐貫(1985)、青木(1986)、立山(1986)、深山・山科・佐貫[編著](1986)、三上(1986)、仲俣(1987)、浜林[編著](1987)、三上・太田・平塚・高野(1987)、今井(1988)、相良(1988)、渡部(2006)、

藤田(2019)、渡部[編著](2019)等多数存在するが、そのほとんどが臨教審設置以降の審議経過や答申等に注目する分析であり、臨教審設置法案の審議過程について検討しているものはほとんどない。

このような中、内田(1987)、大森(1987)、原田(1988)は臨教審設置法案の審議過程及びその政治的状況に言及している。

内田は、臨教審設置法案の審議過程において、民社党を除く野党が当初、臨教審設置に強く反対しており、この反発を緩和するために、政府は教育基本法に則り教育改革を進めることを確約したことや、臨教審答申を受けた首相の国会報告の義務付け、臨教審委員の任命への国会の同意を要件としたことという点で妥協した。この結果、公明党も賛成に回り、反対は社会党と共産党に落ち着いたため、設置法が設立したと指摘している(内田1987:9-11頁)。

また大森は、臨教審設置法案の提出以前から成立までの政治的駆け引きをまとめている(大森1987:46-58頁)。特に法案審議が遅れた理由に関して、中曽根首相は当初、臨教審の「5月発足」を目指していたが、与野党折衝や国会の会期延長問題をめぐる空転等により臨教審設置法案の審議が大幅に遅れたため、自民党側に不満を示していたという。加えて、社会党が、全閣僚の出席する予算委員会方式の審議を主張し、審議の引き延ばし戦術をとっていたことや、自民党文教族において、福田、河本両派という非主流派が主導権を握っていたことも、首相の意図するままに審議が進まない背景となっていたと説明している(同:53頁)。

さらに原田も、国会での法案審議の状況を詳述しており(原田1988:55-76頁)、その中で審議が難航していた点にも触れている。その理由として、国会で他の法案審議が重なり、臨教審設置法案が付託されていた内閣委員会の審議が遅れていた点や、教育基本法改正や委員の国会同意、審議の公開等で与野党間の折衝が続いていた点を挙げている(同:55-59頁)。しかし、特に法案審議が難航・遅延していた理由を、本稿のように臨教審設置法案以外の他の重要法案の審議まで視野に入れて詳細に検討しているわけではない。

以上のように、臨教審に関する先行研究でも法案の審議過程について触れられているものの、101国会

で臨教審設置法案以外にいかなる重要法案が存在していたか、それをめぐって与野党間でどのような対立が生じていたか等、当時の国会を中心とした政治状況まで十分に踏まえて考察しているものはほとんど見られない。唯一例外的に、安達による法案に関する解説記事(安達 1984)にて、記事執筆の時点(1984年4月16日)で内閣委員会が予算関連の法案を審議しているため早期の成立は見込めず、臨教審の発足は臨時行政調査会答申に基づく文部省を含む行政機構改革²が行われる7月にずれ込むであろうことと、各党の対応状況が簡単に触れられている程度である。

他方、101国会全体の審議を概観している主な先行研究として次の二つが挙げられる。まず、参議院常任委員会調査室[編](1984)は、101国会を特集し、全体概観やテーマ別・委員会所管別の議論を整理しており、この中で前野が、内閣委員会の章で臨教審設置法案の議論について説明している(55-56頁)。また、ぎょうせい[編](1984)は101国会の主要成立法の解説を行っており、臨教審設置法案については清水が、その経緯・背景や審議状況等を整理している(48-53頁)。しかし、以上二つは、分析というよりも101国会の審議状況の経過報告を行っているに止まっており、本研究の目的を明らかにする上では不十分である。

このように先行研究は、臨教審設置法案そのもの、あるいは臨教審設置法案の審議過程だけに注目しているか、101国会全体を俯瞰的に扱っていても分析と呼べるほどのものには至っていない。これに対して、本研究は、主に臨教審設置法案提出後の101国会の政治状況から臨教審設置法案の成立に関して分析を試みる点に独自性がある。そして、本研究の意義は以下の点にある。

本研究は、臨教審の設置という方針を決定した1983年末から1984年2月初頭にかけての首相周辺の政治過程の分析を行った大島・高木(2018)に続けて行われる必要のある分析の一部にあたる。この点で、本論は、臨教審設置をめぐる一連の過程の解明を進める点に意義がある。さらに、この大島・高木(2018: 65頁)では、中曽根首相の教育改革が臨調方式となった理由に関して、「総選挙での敗北のため、中曽根首相は国会運営においては野党との協調

路線を取らざるを得なかった」がゆえに、民社党と公明党が提案した「教育改革のための新審議会の設置」の構想が、「自らの求める教育改革の実効性を高めるという点でも、野党との協調路線を取るという意味でも好都合であった」点を指摘している。ここで、臨教審設置における協調路線の存在を考慮するならば、同法案の成立は円滑に進んでもよさそうなものだが、実際は大幅に遅延する結果となった。本稿は、こうした協調路線の要請が実際の国会の場における法案審議にどのように影響していたのか、特に、協調路線を余儀なくされる与党・自民党の不安定さが、法案成立の遅延する重要な要因の一つであったことを歴史的な事実を照らして検討する点にも意義がある。

3. 分析方法

本研究では、101国会において臨教審設置法案が提出された1984年3月27日頃から、法案が成立した1984年8月7日頃に至る、国会を中心とした政治状況を追跡することで、臨教審設置法案の成立が遅れた理由を解明する。その追跡に当たっては、新聞記事(特に政治・社会面)を主に用い、必要に応じて前章で挙げた先行研究や国会の議事録を参照することとする。ここで主に新聞記事を用いる理由は、新聞で取り上げられている法案やその審議状況こそ、まさに衆目を集める重要なアジェンダあるいは政治状況となっていると言えるのであり、この点から議事録を精査するよりも効率的かつ的確に「いかなる政治状況が臨教審設置法案の成立を遅らせたのか」という点を明らかにできるという点にある。

なお新聞記事に関しては、朝日新聞の記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」³と、読売新聞の記事データベース「ヨミダス歴史館」⁴を調査した。議事録等は、国立国会図書館「日本法令索引」⁵「国会会議録検索システム」⁶によった。

4. 臨教審設置法案の101国会提出から法案成立までの分析

4-1. 法案提出までの101国会の状況

臨教審設置法案が国会に提出されたのは1984年3

月27日であるが、まずそれ以前の101国会の状況に関して、参議院常任委員会調査室[編](1984:1-3頁)の記述を基に簡単に述べておきたい。

101国会は第37回衆議院総選挙を受けて召集された特別国会であるが、選挙の結果、自民党は議席を36議席減らす250議席となり、過半数256議席を下回る結果となった。すなわち、自民党単独では法案を衆議院で通過させることができない状況だった⁷。そこで、新自由クラブ⁸と統一会派を結成し、同会派が267議席を確保し与野党の逆転を防いだが、与野党拮抗状態であることには変わらず、政府としては綱渡りの国会運営となることが予想された。実際に、1984年2月13日(月)から審議が開始された1984年度予算案をめぐる野党間の審議が紛糾した(防衛費1%枠遵守の問題、野党からの減税幅拡大・増税撤回要求等)。そして、3月6日(火)には予算案をめぐる国会審議がストップした。さらに、同日には自民党が野党からの予算の修正要求を拒否したため野党が反発し、国会審議は3月9日(金)まで中断した。9日、13日(火)には衆議院本会議は開催されたが、16日(金)にも、自民党幹事長の予算をめぐる発言に対して野党が反発し、国会審議が終日空転した。衆議院本会議が次に開催されるのは、臨教審設置法案が提出される27日(火)であった。この結果、7年ぶりに暫定予算が提出される事態に陥った。このような状況で、後述する重要法案であった健康保険法改正案(健康保険法等の一部を改正する法律案(第101回国会 閣法22号):2月25日提出(昭和59年法律77号))や、臨教審設置法案(臨時教育審議会設置法案(第101回国会 閣法47号):3月27日提出(昭和59年法律65号))、行政改革の目玉である電電改革関連法案(関連2法案:4月10日提出)、専売改革関連法案(関連5法案:4月16日提出)、議員定数は正のための公職選挙法改正案の提出といった懸案事項がほとんど放置された状態で、4月以降の後半国会が開始されることとなる。

4-2. 3月末~5月中旬の101国会衆議院内閣委員会の状況

次に、この時点で、臨教審設置法案が付託されることになる衆議院内閣委員会がどのような案件を扱っ

ていたのかという点に関しても、国会会議録を基に確認しておこう。ここでは、臨教審設置法案が衆議院内閣委員会で審議入りする5月15日までの時期を見る。なお、ここでは、内閣委員会だけでなく、比較のため、必要な範囲で文教委員会および社会労働委員会にも言及する。社会労働委員会を加味するのは、先述の健保法改正案の審議の場となったからである。

この議論を始めるにあたって、最初に、衆議院の各委員会の所掌について整理しておく。委員会中心主義を採用する現在の国会においては、政策領域ごとに常任委員会が衆参両院にそれぞれ設置されている(国会法41条)が、国会法では、設置する委員会の名称が規定されるのみで、各委員会の所掌までは規定されない。そのため、衆議院の場合は、これを衆議院規則(昭和22年6月28日議決)92条で定めている。この規則は、これまでに何度も改正されていて、臨教審設置法案が審議されていた当時は、最終改正が1980(昭和55)年7月17日時点のものであった⁹。このときの第92条の内閣委員会(同一号)および文教委員会(同六号)、社会労働委員会(同七号)の規定を、『官報』¹⁰に従って示すと下記の通りとなる。

一 内閣委員会 三十人

- 1 内閣の所管に関する事項
- 2 人事院の所管に関する事項
- 3 宮内庁の所管に関する事項
- 4 行政管理庁の所管に関する事項
- 5 北海道開発庁の所管に関する事項
- 6 防衛庁の所管に関する事項
- 7 沖縄開発庁の所管に関する事項
- 8 他の常任委員会の所管に属さない総理府の所管に関する事項

六 文教委員会 三十人

- 1 文部省の所管に関する事項
- 2 教育委員会の所管に関する事項
- 3 日本学術会議の所管に関する事項

七 社会労働委員会 四十人

- 1 厚生省の所管に関する事項
- 2 労働省の所管に関する事項

「臨時教育審議会設置法案」の成立過程に関する一考察

表 1：101 国会衆議院内閣委員会への付託案件
(第百一国会衆議院内閣委員会会議録各号より筆者作成)

付託された日	付託案件(法案)
2月22日(水)	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)
2月22日(水)	皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出14号)
2月22日(水)	運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出15号)
2月24日(金)	恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第20号)
2月25日(土)	郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)
4月18日(水)	地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律案(鈴木康雄君外3名提出、衆法第18号)
4月25日(水)	臨時教育審議会設置法案(内閣提出第47号)
7月10日(火)	国民教育審議会設置法案(久保亘君外2名提出、参法第15号)(予)

以上が、内閣委員会、文教委員会、社会労働委員会
の所掌である。臨教審の場合は、総理府設置となつた
ため、一号 8 に該当する案件として内閣委員会に付
託されたものと考えられる。

さて、この国会における内閣委員会への付託案件
は、表 1 に掲げる 8 法案のみで、表から明らかなよ
うに、閣法が 6 本、議員提出法案が 2 本(衆法 1、参
法 1)であった。このうち、運輸省設置法改正案(閣
法 15 号)は、海運局と陸運局を統合して地方運輸局
に改組するための、郵政省設置法改正案(閣法 24 号)
は、地方貯金局と地方簡易保険局を廃止し、貯金事務
センターと簡易保険事務センターを新設するための
法案で、臨調答申に基づく行政機構改革の一部をな
すものであった¹¹⁾。また、2月に付託された臨教審設
置法案以外の閣法 5 案は、国会提出より同日から 1
日で内閣委員会へと付託されている一方で、臨教審
設置法案だけは提出から付託まで 1 か月近くを要し
ているという違いもある。

ここで、比較のため衆議院文教委員会、同社会労働
委員会への付託件数に言及しておく、文教委員
会は、閣法 6 本、衆法 6 本の計 12 本(この他に参法 2
本)、社会労働委員会は、閣法 14 本、衆法 7 本の計
21 本(この他に参法 6 本)であった。そして、この
うち、会期中に成立できたものは、文教委員会は閣法
4 本¹²⁾、社会労働委員会は閣法 8 本¹³⁾であった。これ
らの付託時期を見ると、成立した文教委員会の閣法 4
本は、2月21日(火)、3月29日(木)、4月3日
(火)、4月13日(金)に付託された全 5 本のうちの
4 本で、同じく社会労働委員会の閣法 9 本は、3月9
日(金)、3月27日(火)、3月28日(水)、4月3日
(火)に付託された全 8 本である。4月12日以降に

付託された閣法 6 本は、今国会の会期中では不成立
に終わっている。

次に各委員会の開催状況である。まず、内閣委員
会は 2月23日(木)の次に 3月1日(木)に 1 回開催
され、閣法 13 号の審議が行われた。しかし、次に内
閣委員会が開催されるのは、3月27日(火)のこ
とであり、この間、本会議同様審議が止まっていた。な
お、審議が止まっていたのは、他の委員会も同様で、
文教委員会は 2月29日(水)の次の開催は 3月23
日(金)、社会労働委員会は、2月23日の次の開催は
3月27日(火)であった。

3月末から 4月末までの間に、内閣委員会は 3月
27日、3月29日、4月3日、4月5日、4月12日、
4月17日、4月19日、4月24日の毎週火曜・木曜の
2回、計 8 回開催されていた。この間に、臨教審設置
法案を除く閣法 5 法案のうち、郵政省設置法改正案
以外の審議が行われていた。4月24日の次に開催さ
れるのは、連休明けの 5月8日(火)で、5月10日
(木)、5月15日(火)と開催された(計 11 回)。こ
の 3 回で、郵政省設置法改正案の審議が行われ、5月
15日に臨教審設置法案も審議された。

社会労働委員会も内閣委員会とほぼ同様の日程で、
3月27日から 5月15日まで原則、連休期間を除く、
火曜と木曜の毎週 2 回、連休明けの 5月9日(水)
に定例外で 1 回、計 12 回が実施された。特に、4月
12日以降 5月15日までの審議では、3月27日に審
議入りした閣法 23 号(雇用保険法改正案)と 4月5
日に審議入りした閣法 22 号(健保法改正案)を概ね
交互に審議する状況となっていた。

文教委員会の場合は、水曜、金曜が定例で、3月23
日(水)から 5月18日(金)までに計 12 回が実施

された。この間に、4月3日までに付託された閣法3本の審議が完了し、5月11日から、4月13日に付託された閣法25号（日本育英会法案）の審議が開始されていた。

以上が、この間の3委員会の審議の状況である。ここからは、次の指摘が可能である。

まず、どの委員会も、この期間は同程度の開催状況で、3月は一律に国会が停止していたことが明らかである。さらに、この国会の会期中に成立できた法案は、この3委員会の場合、臨教審設置法案以外は、4月半ばまでに提出されていた法案であったという点も共通している。このような共通の条件がある一方で、付託されていた法案数は、内閣委員会が最も少なく、臨教審設置法案以外の閣法は全て2月末に付託されていた。他方、文教委員会は2月中に付託された法案は1本のみ、他方、社会労働委員会は全ての法案が3月以降に付託されていた、という違いがある。

このように、内閣委員会の場合、2月中に提出された法案の審議に時間がかかっているが、4月以降に付託された閣法は臨教審設置法案のみで、健保法改正案を審議した社会労働委員会より、審議を要する事項は少なかったとさえ言える。また、臨教審設置法案を含む閣法6案の審議状況については、「概ね平穏裡に可決され、終盤国会を迎えた」（前野1984:55頁）という評価もあるように、他の法案に比べて大きな混乱はなかったと考えられる。従って、3月中に委員会が開催されていれば、内閣委員会の場合は、2月中に提出された各法案の審議は5月前半まで長引くこともなかったと考えられるので、臨教審設置法案の審議遅れの要因の一つには、委員会の不開催があると言えよう。

これがここまですら明らかな点であるが、以下の点については、今後の展開をみる上で留意が必要である。第1に、臨教審設置法案と異なって、ここまでの時点ですでに健保法改正案の方は、ある程度審議が進んでいた。第2に、臨教審設置法案の方は、5月15日に審議入りできたのでそこから順調に進めば良かったのだが、そのようには進まなかった。

4-3. 3月末以降の101国会を中心とした政治状況

以上を踏まえつつ、ここからは3月末以降の政治

状況を検討していく（表2）。

1984年3月27日（火）に、臨教審設置法案が閣議決定され国会に提出された。政府・自民党は遅くとも5月中に法案を成立させずぐに審議会を発足させる意向を示していた。この時点では民社党と公明党が成立に前向きな姿勢だったが、野党側が要求していた「臨教審の答申や意見を国会に報告する義務を課すこと（国会報告義務）」と、「委員を国会の同意人事とすること（国会同意人事）」を法案に盛り込めるかが焦点として挙げられていた（朝日新聞1984年3月27日夕刊1面）。

さて、臨教審設置法案が提出された3月末頃から4月頭にかけては、まず1984年度予算案や増税関連法案の審議が大詰めを迎えていた。しかし、いずれも反対する野党の抵抗に遭い、予算は年度内に成立せず7年ぶりに暫定予算が組まれることになり、1984年3月30日に成立した。また、増税関連法案の採決も延期され、4月12日に成立した。こうした中、後半国

表2：3月末～4月にかけての101国会を中心とした政治状況（筆者作成）

日付	101国会を中心とした主な政治状況
3/27	臨教審設置法案の提出→政府・自民党、5月の成立を目指す
3/28	・政府、1984年度の暫定予算を国会に提出 ・衆議院政治倫理協議会[1]、各党の案に基づき政治倫理の綱領作りを開始
3/30	1984年度暫定予算が成立
3/31	所得税法、地方税法改正による「減税2法」が成立⇔酒税、物品税等の改正を行う「増税関連法案」の採決は野党の抵抗により延期
4/3	・健保法改正案[2]の審議が衆議院で開始 ・政府、専売改革（たばこ・塩の専売制度と専売公社の改革[3]）の関連法案を閣議決定、国会提出へ
4/6	電話事業の民営化等を目指す電電改革関連法案（電気通信事業法案、日本電信電話株式会社法案）を閣議決定、国会提出へ
4/9	・自民党、教育改革について野党と与野党政策協議を申し入れ →公明・民社・社民連は合意+社会党も前向き姿勢
4/10	1984年度予算が成立
4/11	政治倫理綱領案がまとまる
4/12	・健保法改正案 衆議院社会労働委員会が審議入り ・酒・物品増税法が成立
4/14	政府、臨教審の「5月発足」を断念し、7月1日の発足をを目指す
4/18	政府・自民党、2カ月程度の会期延長を固め、重要法案の成立を画策 →首相も6月の欧州外遊を中止
4/20	与野党政策協議で自民党が臨教審設置法案の修正に前向き姿勢
4/21	・首相、野党による臨教審設置法案の修正や日教組関係者を委員に加えることに前向き姿勢 ・首相、7月外遊も中止
4/23	政治倫理綱領、共産党を除く各党が了承
4/25	臨教審設置法案が衆議院で審議入り
4/27	塩・たばこの専売改革関連5法案、衆議院で審議入り
4/29	参議院の定数改正改革、今国会では見送りではないかという報道

※4/28～5/6まで連休に伴い国会が自然休会
[1] 2月に議長の間接機関として各党代表により組織された。1983年秋の臨時国会がロッキード事件等に係る「田中問題」で1カ月余り空転したのを收拾するため、両院議長が政治倫理確立のための機関の設置を各党に要請したのを受けて設置された。参議院では1983年11月に設置済みであった。『立法と調査』編集部1984:3頁

[2] サラリーマン医療費に2割の自己負担を導入することが目指された。

[3] たばこ専売制度の廃止、日本専売公社を「日本たばこ産業株式会社」に改組、塩の専売制を新たな会社に行わせること等が盛り込まれた。

「臨時教育審議会設置法案」の成立過程に関する一考察

会の重要法案と考えられていた、健保法改正案や電
電・専売改革関連法案等が次々と国会に提出・審議入
りすることとなる。

臨教審設置法案に関しては、特に首相が5月末の
早期発足を目指し、野党に譲歩して法案を修正する
方針だったという（朝日新聞 1984年4月14日夕刊
1面）。その方向性が、表2中の4月20日、21日の
動向に表れていると見てよいだろう。だが、①臨教審
設置法案に反対していた社会党が5月の連休明けの
審議入りを求めている、②政府提出法案が目白押し
で、早くても今月末の臨教審設置法案の審議入りが
やっとだった、③文部省が法案の成立後1ヶ月程度
の準備期間を必要としていた、④7月1日に文部省内
の機構改革があるためそれに合わせて臨教審も発足
させればよいと主張していたという状況に直面して
いたという（朝日新聞 4月14日夕刊1面）。こうし
たことが原因で、政府は臨教審設置法案の提出の約
20日後の4月14日に「5月発足」を断念し、改めて
「7月発足」を目指す方針に転換した。そして、4月
25日（水）によりやく臨教審設置法案が衆議院で審
議入りすることとなる。

続いて、5月の状況を見る（表3）。

連休明けの5月7日（月）から国会が再開された。
臨教審設置法案に関しては、引き続き政府は野党に
譲歩するように法案内容を修正し、「7月上旬発足」
を目指して審議促進を狙っていたという（朝日新聞
1984年5月8日朝刊4面）。しかし、審議はかなか
進まず、その原因として以下の点が挙げられている
（朝日新聞 1984年5月20日朝刊2面）。まず、
野党側が慎重審議を要求しており、例えば社会党は、
全閣僚が出席した予算委員会の形式をとるよう主張
していた。この他に衆議院内閣委員会と参議院文教
委員会の開催日程が重なり森喜朗文相が文教委員会
に出席している間は内閣委員会に出席できなかった
ことや、法案推進役の自民党文教族の動きも緩慢だ
ったこと等も指摘されていた。

さらに、国会審議がストップしたことも審議が進
まなかった大きな要因となっていた。まず、健保法改
正案の連合審査を行うことを自民党が単独で決めた
ことに野党が反発し、臨教審設置法案が審議入りし
た翌日の5月16日（水）には審議が一時ストップし

表3：5月にかけての101国会を中心とした政治
状況（筆者作成）

日付	101国会を中心とした主な政治状況
4/30-5/6	首相外遊（バキスタン・インド）
5/2	官房長官、臨教審設置法案の修正に柔軟姿勢を示す
5/5	首相、国会会期大幅延長を示唆
5/8	・自民党、野党と国会延長100日で折衝の方針を固める ・教員免許法改正案[1]が審議入り
5/9	衆参の政治倫理協議会、政治倫理綱領を決定
5/12	政府・自民党、臨教審設置法案の修正案を作成⇒野党の要求盛り込み審議促進狙い
5/15	・臨教審設置法案が衆議院内閣委員会で審議入り ・衆議院大蔵、地方行政、社会労働の三委員会による健保法改正案の連合審査を、自民党が単独で決定⇒野党反発、社会・公明党が政策協議を拒否。
5/16	・連合審査に反発した野党により国会審議がストップ、衆議院政治倫理協議会も非開催に ・自民党、衆議院定数は修正を行う公職選挙法改正案の今国会での提出方針を固める
5/17	・自民党が連合審査開催を見送り表明(5/16)⇒5/17から国会正常化 ・健保法改正案の審議は進まず ・臨教審設置法案の審議も難航⇒全閣僚が出席した予算委員会の形式をとるよう主張する社会党とそれを拒否する自民党の間で妥協できず
5/20	臨教審の「7月発足」も報かかな情勢との報道
5/21	国会延長に向けて与野党折衝を開始⇒自民党は100日程度(最低80日)の延長を提案⇒野党は大幅延長に反発
5/22	・国会審議が全面ストップ⇒自民党、短縮案を検討 ・野党、国会に一番有罪議員への辞職勧告を検討する「政治倫理委員会」設置を要求で合意
5/23	「国会延長77日」を衆議院で議決⇒野党は会期制度の原則に反発として反発
5/24	・野党、審議拒否を確認(衆議院内閣委員会等も開かれず)⇒政治倫理確立等に関して自民党から誠意ある対応がなされない限り拒否 ・自民党、空転国会打開に向け月内に野党との党首会談を提案
5/29	・首相、健保法改正案等の修正に柔軟な対応を行わざるを得ないと発言 ・民社党、電電・専売改革関連法案、臨教審設置法案等に協力姿勢を表明

[1] 主な改正内容は修士卒、大卒、短大卒によって教員免許状を三種類にすることであった。

た。翌日には再開されたものの、その直後には、重要
法案の成立のために国会の100日程度の大幅延長を
画策する政府・自民党と、それを阻止したい野党との
対立が激化し、5月22日（火）から長期にわたって
国会審議が全面的にストップした。その後、野党は政
治倫理問題に関しても攻勢を強め、政治倫理委員会
設置や、一審有罪議員への辞職勧告に関する制度化
等に関して自民党からの誠意ある対応を要求した。

以上のように、臨教審設置法案の審議に関して、そ
の内容については政府・自民党が野党に譲歩する姿
勢を見せていたが、審議の形式や開催日程の問題と
いった技術的側面の問題によって審議が遅延してい
たと言える。そうした中で、会期の延長や政治倫理問
題による国会審議の全面ストップが、審議の遅れに
拍車をかけていたのである。

次に6月の状況である（表4）。

空転国会の打開が目指される中、6月6日に首相が
ロンドンサミットへと出発した。その間も与野党で
国会再開について折衝が重ねられており、野党は特
に、ロッキード事件で有罪判決を受けた田中角栄元
首相の処分等に係る政治倫理問題の解決が図られる
こと等を条件に、国会正常化に協力する旨を示した。

表4: 6月の101国会を中心とした政治状況(筆者作成)

日付	101国会を中心とした主な政治状況
6/1	・社会・公明党が「田中議員辞職勧告決議案」再提出の構え ・ 官房長官、自民党に臨教審設置法案の審議促進を要請
6/2	空転国会打聞はサミット後の見方が強まる
6/4	党首会談で首相が空転国会の打聞を野党に要請
6/6	・首相、ロンドンサミットへ出発 ・衆議院議長、各党国対委員長と会談し空転国会打聞を探る
6/7	・自民党国対委員長、野党の国対委員長と会談し国会正常化へ協力要請→野党はなお拒否の構え ・衆議院内閣委員長、各党に文書で審議再開を要請
6/9	サミット閉幕⇒国会正常化は週明け(6/11〜)に与野党が詰めの折衝
6/12	自民党、有罪議員懲罰に向けての法改正を今会期中に結論付けると野党に回答し、公明・民社党は原則了承
6/13	首相がサミットから帰国
6/14	国会再開への折衝が大詰めに ・政治倫理問題に関しては自民党が野党の主張を受け入れ一応の決着 ・この他に、野党が重要法案の慎重審議や国会再延長をしないこと等を要求⇒国会再開は6/15以降に
6/15	国会正常化
6/16	自民党、延長国会の最優先事項を健保法改正案と臨教審設置法案に決定
6/18	政府・自民党、健保法改正後の実施を当初の7/1の予定から9/1に延期
6/19	臨教審設置法案の審議が約1か月ぶりに再開
6/20	野党、男女雇用機会均等法案の反対で一致
6/21	健保法改正案の審議が約40日ぶりに再開⇒厚生相、修正に柔軟姿勢
6/24	政府・自民党、臨教審発足を8月中旬以降に決定
6/26	・男女雇用機会均等法案が審議入り ・ 政府・自民党、7/10に臨教審設置法案の委員会採決の方針を固める ・自民党、7/5に健保法改正案の委員会採決の方針を固める
6/28	健保法改正案と臨教審設置法案の与野党間での修正協議開始

こうした膠着状態が続く中、首相がサミットから帰国する週である6月11日以降に最終的な判断がなされることとなった。

そして、首相がサミットから6月13日に帰国した後、政府・自民党は政治倫理問題や国会対応に関して野党の主張を受け入れることを表明し、6月15日(金)に1ヶ月弱ぶりに国会が再開されることとなった。自民党は健保法改正案と臨教審設置法案を最優先事項とした上で、臨教審設置法案については6月19日(火)から、衆議院内閣委員会で約1ヶ月ぶりに審議が再開された。

臨教審の発足について政府・自民党は、空転国会の影響による審議遅延等により、「7月発足」からさらに遅らせ8月中旬以降の発足とすることを6月24日に決定した。

そうした中、特に健保法改正案と臨教審設置法案の衆議院における委員会採決に向けて、6月末から与野党間での法案の修正協議が本格化していく。修正協議における各党の態度は、自民党は両法案で一定の譲歩を行う意向であったのに対し、野党は健保法改正案には一様に不満を示している一方、臨教審設置法案では立場が分かれ、社会党と共産党が反対で、

表5: 7月~8月上旬にかけての101国会を中心とした政治状況(筆者作成)

日付	101国会を中心とした主な政治状況
7/3	・自民党、野党の要望を取り込んだ健保法改正第二次修正案を提示→野党は拒否回答 ・男女雇用機会均等法案が衆議院社会労働委員会で審議入り
7/5	・健保法改正案の7/5の採決は困難に ・ 臨教審設置法案、自民党が修正案(国会同意人事、国会報告義務)提示⇒公明・民社党が合意
7/10	・日本医師会らが自民党修正案を受け入れ⇒健保法改正案の修正が事実上決着 ・ 臨教審設置法案が衆議院内閣委員会を通過
7/12	・ 臨教審設置法案が衆議院を通過 ・健保法改正案が衆議院社会労働委員会を通過 ・自民党が電電改革関連法案の修正案を提示
7/13	・ 臨教審設置法案が参議院審議入り ・健保法改正案が参議院通過
7/16	・社会党、田中議員辞職勧告決議案の再提出を模索 ・健保法改正案が参議院で審議入り
7/17	専売改革関連5法案が衆議院通過
7/19	電電改革関連3法案が衆議院通信委員会でも可決
7/23	共産党が、田中議員辞職勧告決議案の社会党との共同提出に意欲を示す
7/24	・男女雇用機会均等法案、衆議院社会労働委員会で通過 ・自民党、衆議院定数は正のための公選法改正案の今国会提出を断念
7/25	・電電改革関連法案が参議院で審議入り ・社会・公明・民社党が健保法改正案の再修正を共同要求
7/26	・社会党、有罪議員懲罰に関する具体的方針を提示 ・国民年金法等改正案、100日ぶりに衆議院社会労働委員会で審議入り
7/27	・ 教員免許法改正案の今国会成立を断念⇒野党に配慮し、臨教審設置法案の審議を促進 ・男女雇用機会均等法案、衆議院通過
8/1	・ 政府・自民党、臨教審委員の今国会での人事の同意見送りを表明 ・日本育英会法が成立 ・男女雇用機会均等法が参議院で審議入り ・自民党、野党に政治倫理に関する協議機関の設置提案、野党も提案作成へ ・社会・公明・民社党が共同で健保法改正案の修正要求を自民党に提示
8/2	・自民党、健保法改正案の再修正案を提示 ・与野党協議で、国会に「政治倫理審査会」の設置を決定
8/3	専売改革関連5法案が成立
8/4	健保法改正案が参議院社会労働委員会で可決
8/6	臨教審設置法案が参議院内閣委員会でも可決
8/7	・ 健保法改正案と臨教審設置法案が成立 ・電電改革関連法案、男女雇用機会均等法案は継続審議

民社党と公明党が修正の上で賛成する意向を概ね示していたという(朝日新聞 1984年6月29日朝刊2面)。

最後に、7月から法案が可決されるまでの状況である(表5)。

健保法改正案に関しては、自民党からの修正案が野党から拒否され、当初予定されていた7月5日の採決に間に合わなくなる等、協議が難航していたが、7月10日に反対していた日本医師会が修正案を受け入れたことで修正協議が決着をみた。一方、臨教審設置法案についても、かねてから野党が要求していた「国会同意人事」と「国会報告義務」を盛り込んだ修正案を7月5日に提示した。その結果、健保法改正案については7月12日(木)に社会労働委員会、7月13日(金)に衆議院を通過し、臨教審設置法案は7月10日(火)に内閣委員会、7月12日(木)に衆議院を通過した。この他にも、電電・専売改革関連法

「臨時教育審議会設置法案」の成立過程に関する一考察

案等の重要法案も次々と衆議院を通過した。

そして7月中・下旬から、終盤国会の舞台が参議院へと移ることとなる。ここでも、野党は引き続き政治倫理問題や慎重審議要求での抵抗を試みた。前者に関しては、野党による田中議員辞職勧告決議案の再提出の模索や有罪議員懲罰に関する具体案の提示等であり、後者に関しては、健保法改正案の再修正の要求等である。これに対し政府・自民党は、会期末が迫る中、「政治倫理審査会」設置の提案や健保法改正案の再修正案の提示を行うことで妥協を余儀なくされた。

また、臨教審設置法案は7月13日（金）に参議院で審議入りした。当初、政府・自民党は、8月2日に委員会採決、3日に参議院本会議で採決し、委員の人事に関して8月7日に衆議院本会議、8日に参議院本会議で同意を求める予定だったが、野党が慎重審議を要求しており、採決を強行した場合に健保法改正案等の他の法案審議に影響が出ることを懸念したため、8月2日の採決を見送った経緯があった（朝日新聞1984年8月1日朝刊2面）。これによって、101国会での臨教審委員の国会同意は見送られることが確実となった。結局、8月6日（月）に内閣委員会での採決が行われたのである。

そして、会期最終日前日の8月7日（火）に、ようやく懸案だった健保法改正案と臨教審設置法案が成立した。一方、衆議院・参議院定数は正のための公選法改正案や教育免許法改正案、電電改革関連法案、男女雇用機会均等法案等の重要法案は、軒並み継続審議や廃案、提出断念となった。

4-4. 臨教審設置法案と101国会の政治状況に関する検討

ここまで、臨教審設置法案が審議されていた101国会をめぐる主な政治状況を概観してきた。以上を踏まえ、なぜ臨教審設置法案の成立が当初の予定より大幅に遅れたのかという点について改めて検討していく。

そもそも臨教審設置法案の審議自体に関しては、野党が「国会報告義務」と「国会同意人事」という二点を中心に法案修正を要求しており、政府・自民党は、法案提出後の早い段階から、対決姿勢というよりは

修正要求に応じるという柔軟姿勢を示していた。その他に野党による慎重審議の要求という引き延ばし戦術があったものの、臨教審設置法案の審議過程による混乱だけが、ここまで法案の成立を遅らせたとは断定するには不十分だと考えられる。実際、6月に国会が再開された後の審議状況を見ると、内閣委員会での審議は、文教委員会との連合審査を含め、6月19日から7月10日まで計8回行われ、順調に約3週間で委員会を通過している。仮に、5月15日以降の審議が順調で、同様のペースであったならば、6月5日には、内閣委員会を通過できていた可能性があると考えられる。この場合、参議院での実際の審議は1ヶ月弱であったので、7月上旬には法案が成立し、7月1日発足は無理だとしても、国会での同意を経て、7月末までには臨教審が発足できていた可能性が高い。

そこで国会審議全体に目を転じてみると、101国会では、健保法改正案や田中元首相のロッキード事件に絡む政治倫理問題、行革関連法案（電電・専売改革関連法案等）、男女雇用機会均等法案、議員定数は正問題等、重要アジェンダが目白押しであった。特に、政府・自民党が今国会で通過させることを強く望んでいた健保法改正案や、政治倫理問題では与野党が激しく対立する形となった。そして、国会そのものが3月に1度停滞し、さらに5月後半からは、会期延長問題も絡み、1ヶ月弱国会が空転した。こうした中で、議員定数は正問題や電電改革関連法案、男女雇用機会均等法案等が次期国会に先送りされるという事態も発生した。臨教審設置法案もこうした審議の遅れのあおりを大きく受け、会期ぎりぎりでも通過させることが精一杯だったと考えられる。

以上を踏まえると、健保法改正案といった政府・自民党が最重要視したアジェンダが存在していたこと、そして臨教審設置法案以上に健保法改正案や政治倫理問題といった与野党対決型のアジェンダが存在し、国会そのものが機能不全に陥っていたことが、臨教審設置法案の成立の遅延に大きく影響していたのではないかと推察される。

そして、この原因には、前述の通り1983年の衆院選で自民党が議席を大幅に減らしていたため単独過半数を下回る議席にとどまっていたという政治状況の存在を指摘することができる。すなわち、自民党単

独では政府提出法案等を衆議院で通過させることはできず¹⁴、野党の協力を必要とする慎重な国会運営が必要だったのである¹⁵。ゆえに、臨教審設置法案をはじめ健保法改正案や政治倫理問題等で野党からの修正要求に応じざるを得なかったのである。

5. 結語

5-1. 本研究の知見と示唆

本研究から明らかとなったのは、臨教審設置法案それ自体をめぐる与野党の対立だけでなく、それらの法案を審議する「国会」の場自体が、与党自民党の選挙敗北に伴う政治的に不安定な状況で、対立を生じる重要法案が多数あったことが大きく影響して、臨教審設置法案の成立を大幅に遅らせたという点である。

そもそもこの国会は、会期に定めのある「常会」ではなく、年末総選挙に伴う「特別会」であったこと、自民党は単独過半数を割り、55年体制の時期では初の「連立内閣」であったこと、にもかかわらず臨教審以外にも重要アジェンダ、対決型のアジェンダが目白押しであったこと、といった政治的諸条件が存在していた。そのような国会では、慎重な審議を行うことが一層要請されたために、国会の審議は停滞し、結果的に臨教審設置法案の成立も遅れることとなったのである。この意味では、臨教審設置それ自体が中曽根首相の掲げる最重要政策の一つであったからこそ、他のアジェンダに埋没することなく優先的に法案の成立に漕ぎ着けることができたと言えよう。先行研究の多くが陥ってきた教育政策の部分だけに注目した臨教審設置法案の分析は、このような政治的諸条件を無視してしまっている点で、臨教審設置の評価としては不十分なものである。これが本研究の知見である。

5-2. 本研究の課題

本研究の分析の結果、1983年末から1984年夏にかけて行われた、臨教審設置に至る一連の政治過程に関する研究のうち、1984年2月頭までのアジェンダ設定の段階（大島・高木2018）と、同年3月末から8月にかけての国会における審議過程の段階（本稿）

の分析がなされたことになるので、残された部分は同2月・3月の文部省により法案作成が進められている背後にあった政治過程の分析のみとなる。これが今後行うべき大きな課題となる。

また、本稿の分析は、この期間の状況を大まかに概論したにすぎず、詳細に検討すべき次のような課題を残している。まず、衆参両院の内閣委員会で進められた法案の審議過程に関わる分析が必要である。この際には、審議の内容やその過程に関する検討¹⁶に加え、どのような議員が委員会に参加していたかという点への注目、また、直接法案の審議に関与できない文教委員会ではどのような対応を行っていたかという点への注目も必要である。このような点を、本研究の今後の課題として、引き続き歴史的・分析的に研究を進めていく。

註

¹1983年11月28日、野党側の内閣不信任案提出を受けた中曽根内閣は衆議院を解散し、12月18日に第37回総選挙が行われた。それを受けて、憲法第54条第1項の規定により開催されたのが第101特別国会（1983.12.26～1984.8.8）である。

²1983年に衆議院解散と引き換えに成立した、「国家行政組織法の一部を改正する法律（昭和58年法律77号）」および「国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和58年法律78号）」に基づく省庁の機構改革で、昭和58年法律78号第1条と同77号の施行期日が昭和59（1984）年7月1日と定められたことに伴う。

³<https://database.asahi.com/index.shtml>（2020年7月29日閲覧）

⁴<https://database.yomiuri.co.jp/about/rekishikan/>（2020年7月29日閲覧）

⁵<https://hourei.ndl.go.jp/#/>（2020年7月29日閲覧）

⁶<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>（2020年7月29日閲覧）

⁷なお参議院に関しては、自民党が136議席有し過半数を超えていた（参議院ホームページ「会派別所属議員数の変遷」

（https://www.sangiin.go.jp/japanese/san60/s60_shiryou/giinsuu_kaiha.htm 2020年7月30日閲覧）参照。

⁸ 新自由クラブは、1976年に自民党から離党した一部議員によって結成された保守系政党である。

⁹ http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-rules.htm (2020年8月4日閲覧)

¹⁰ 昭和30年3月24日、第8466号、396頁および昭和55年7月19日、第16048号、11頁

¹¹ 総務省行政管理局「これまでの行政改革の経緯と理念」(内閣府行政改革に関する懇談会(第1回:2012年5月7日開催)資料3)

<https://www.cao.go.jp/sasshin/kondan/meeting/2012/0507/pdf/s3.pdf> (2020年7月27日閲覧)

¹² 国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法12号、2月21日付託、昭和59年法律13号)、昭和44年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法59号、3月29日付託、昭和59年法律43号)、著作権法の一部を改正する法律案(閣法第62号、4月3日付託、昭和59年法律46号)日本育英会法案(閣法25号、4月13日付託、昭和59年法律64号)

¹³ 雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法23号、3月9日付託、昭和59年法律54号)、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案(閣法49号、3月27日付託、昭和59年法律50号)、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(閣法58号、3月28日付託、昭和59年法律63号)、健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法22号、4月3日付託、昭和59年法律77号)、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法39号、4月3日付託、昭和59年法律66号)、保健所法の一部を改正する法律案(閣法40号、4月3日付託、昭和59年法律78号)、社会福祉・医療事業団法案(閣法42号、4月3日付託、昭和59年法律75号)、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法63号、4月3日付託、昭和59年法律73号)

¹⁴ 憲法56条第2項「両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。」という規定による。

¹⁵ 第2章末の記述を参照せよ。

¹⁶ 例えば、第4章第2節でも言及した通り、なぜ衆議院内閣委員会が3月中にほとんど開催されず法案

審議が進まなかったのかという点を解明する必要性が挙げられる。

参考文献

- 青木慧(1986)『ドキュメント 臨教審解体』あけび書房
- 安達拓二(1984)「首相による首相のための臨時教育審議会(含資料)」『現代教育科学』27巻6号(1984年6月号)、116-120頁
- 今井重孝(1988)「臨時教育審議会中等教育改革案の比較教育学的検討」『東京工芸大学工学部紀要人文・社会編』9巻、50-58頁
- 内田健三(1987)『臨教審の軌跡—教育改革1100日—』第一法規出版
- 大島隆太郎・高木加奈絵(2018)「1984年1月の臨教審設置の決定に至る経緯の再検討—第2次中曾根内閣発足当初の政治状況に着目して—」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』38号、53-68頁
- 大槻健・浜林正夫[編著](1984)『教育改革を問う—臨教審路線と教育の未来—』大月書店
- 大森和夫(1987)『臨時教育審議会3年間の記録』光書房
- 教育臨調研究会[編](1985)『子どもたちに未来はあるか—激論—臨教審=教育臨調』晩稲社
- ぎょうせい[編](1984)『法律のひろば』37巻11号
- 黒羽亮一(1985)『臨教審—どうなる教育改革』日本経済新聞社
- 相良惟一(1988)『臨教審と私たち』中央出版社
- 参議院常任委員会調査室[編](1984)『立法と調査』124号
- 立山学(1986)『教育市場争奪戦—もう一つの臨教審批判—』柘植書房
- 仲俣義孝(1987)『臨教審と国民教育』新日本出版社
- 浜林正夫[編著](1987)『総括批判「臨教審」』学習の友社
- 原田三朗(1988)『臨教審と教育改革』三一書房
- 深山正光・山科三郎・佐貫浩(1985)『臨教審答申をどう読むか』労働旬報社
- 深山正光・山科三郎・佐貫浩[編著](1986)『臨教審で教育はどうかわる』労働旬報社

- 藤田祐介 (2019) 「高橋史朗氏に聞く—臨時教育審議会：オーラル・ヒストリー—」『The Basis: 武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要』9号、287-311頁
- 三上和夫 (1986) 『教育改革の視野—臨教審と教育学』同時代社
- 三上和夫・太田和敬・平塚真樹・高野和子 (1987) 『これからの教育を読む—臨教審前と臨教審後—』労働旬報社
- 渡部蒞 (2006) 『臨時教育審議会—その提言と教育改革の展開—』学術出版会
- 渡部蒞 [編著] (2019) 『臨時教育審議会 こぼればなし』クロスカルチャー出版

【付記】

本稿は、科学研究費補助金基盤研究 (C) 「1980年代の教育政治再編における日米比較」(19K02545) (研究代表者：長嶺宏作) の研究成果の一部である。